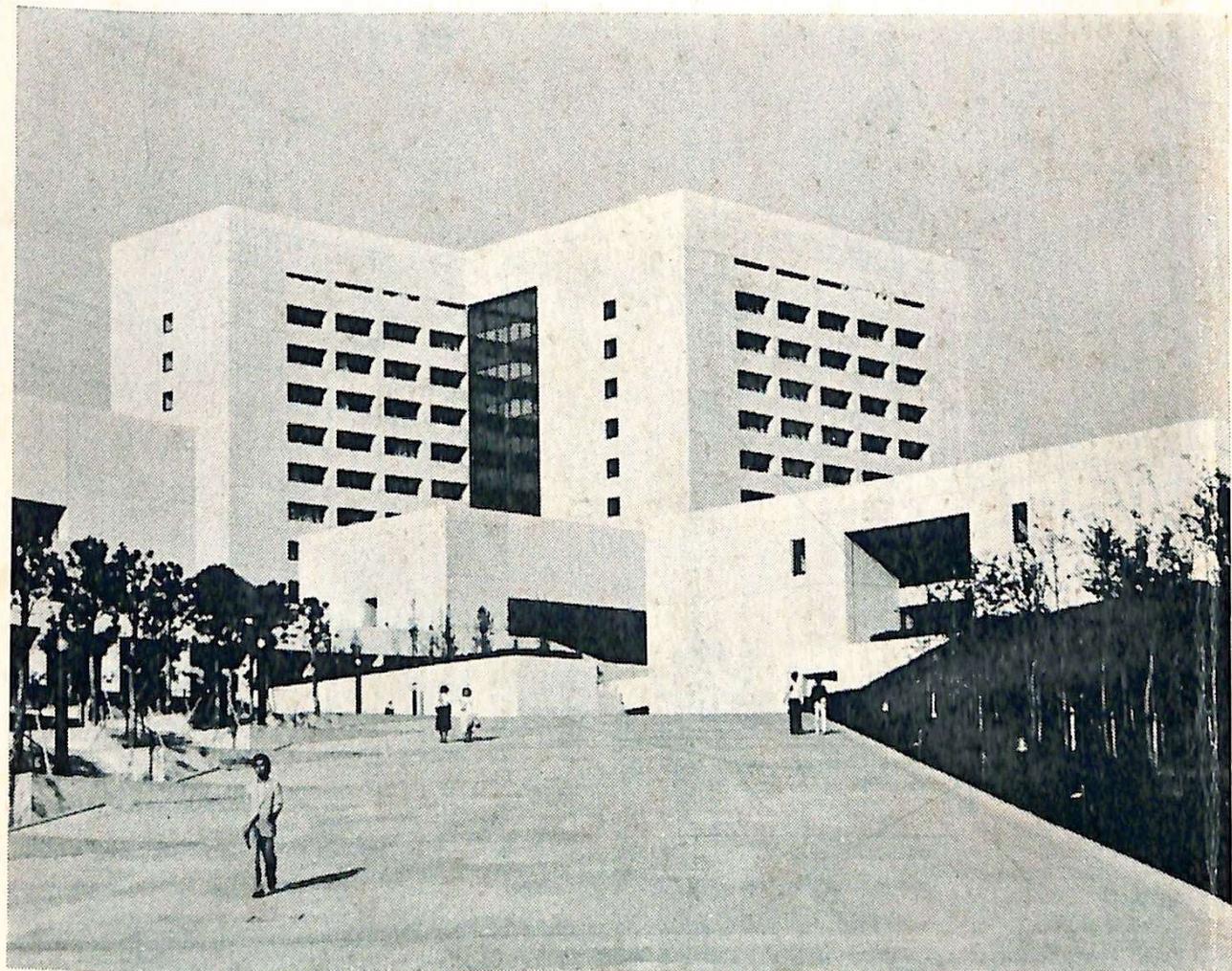


曹法大中

第 5 集



1979.4

中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄作詞
坂本良隆作曲

一、草のみどりに風薰る
丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
あああ中央 我等が中央
中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも
搖がぬ意氣ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
あああ中央 我等が中央
中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今
新しき世のあさぼらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展けゆく
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定作詞
古閑裕而作曲

一、憧れ高く空ひろく
理想の光あやなせる
ああ中央の若き日に
伝統誇る白門の
闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精銳こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

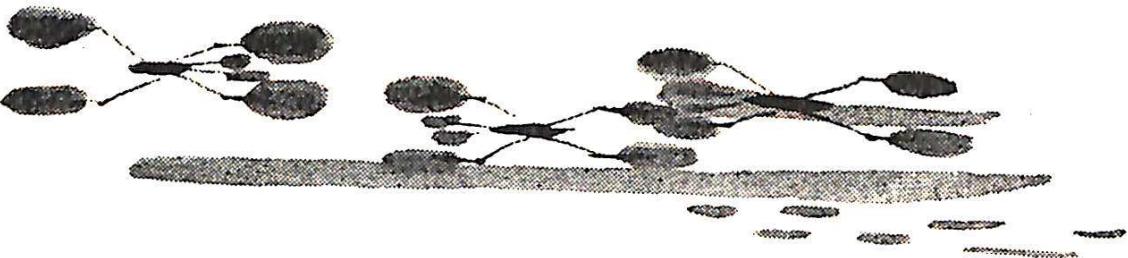
三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に
いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央



「中大法曹」第五号目次

表紙題字 倉田雅充

表紙写真 中大多摩校舎
カット 山本繁樹

発刊によせて.....中央大学法曹会幹事長 倉田雅充(1)

祝辭.....中央大学学員会会长 谷村唯一郎(5)

新春雜感.....中央大学学長 戸田修三(7)

原嘉道先生への追憶.....最高裁判所判事 大塚喜一郎(10)

特集 中央大学生活の思い出

思い出.....学校法人中央大学理事長 渋谷健一(14)

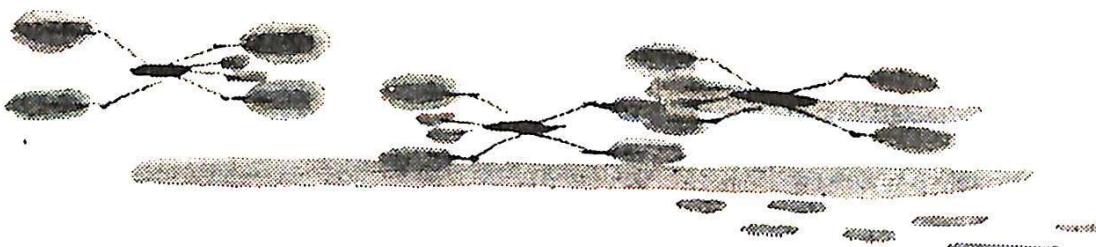
錦町時代の思い出.....弁護士岡義順(16)

錦町時代.....弁護士清水繁一(19)

思い出.....弁護士金子文六(24)



思　い　出	弁護士　池田　門太	(26)
昭和初期の中大生活の思い出	弁護士　堂野　達也	(30)
思　い　出	弁護士　松井　宣	(33)
大学での思い出	弁護士　小野田　六二	(36)
学生時代の思い出	弁護士　小池　金市	(38)
学徒動員・復員そして真法会	裁判官訴追委員会事務局長　山崎　宏八	(42)
司法試験合格を目指した三〇年前を回顧して	弁護士　阿部　三郎	(45)
第二予科時代の思い出	弁護士　小林　宏也	(49)
中央大学生活の思い出	判　事　糟谷　忠男	(52)
中央大学生活の思い出	検　事　押谷　鞠雄	(55)
大学生活の思い出	弁護士　安藤　章	(58)
大学生活の思い出	検　事　佐野　真一	(60)
中央大学について憶うこと	弁護士　中津　靖夫	(63)
中央大学生活の思い出	判　事　須山　幸夫	(66)
中央大学生活の思い出	弁護士　平野　義耀	(69)
中央大学生活の思い出	弁護士　島田　一彦	(72)
多摩校舎落成に思う	弁護士　篠原　由宏	(75)



關係諸規程

(78)

改正学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

改正中央大学学員会会則

財團法人白門奨学会寄附行為

中央大学法曹会会則・規定等

中央大学法曹会役員等名簿

会務報告

事

務

局

(105)

会報編集委員会委員長 赤坂正男(115)

編集後記

発刊によせて



中央大学法曹会幹事長 倉田雅充

中央大学法曹会が創立されたのは昭和二六年であるから、昭和五三年度は満二七周年に当ることになる。その後、本会も母校出身の法曹の増加につれて、今や二千人近くの会員を擁するに至り、誠に慶賀の至りである。それと同時に、学員会内の支部としても、有力な南甲俱楽部、国会白門会、体育会その他の支部と共に、母校を支える大きな柱となっていて、その責任の重且大なるを痛感する次第である。

本会は、年一回の定期総会の外、幹事会、常任幹事会により会務を運営し、更らに大学問題特別委員会、人事委員会、会報編集委員会、募金委員会、大学会館問題委員会を設置し、極めて熱心活発な活動をしている。私は五月二十五日の定期総会において、会員諸先生の御推挙により前幹事長入江正男先生の後を継ぎ、幹事長に選任されたが、甚だ浅学非才でその重責を全うし得るや、甚だ憂慮に堪えないものがある。しかし、幸にも極めて温厚練達な副幹事長及び事務局長以下のスタッフの御支援、御協力、更らに会員諸先生の御指導と御鞭撻を得ることができて、誠に感謝の至り、何とか大過なくその責務を果したいと存念している。

本年度は、六月二六日の全体幹事会において、本会の基本方針に関する件を審議し、従前通り財政の確立につい

ては引続いて努力すること、人事の適材適所主義については各ブロックの慎重審議を願うこと、中央大学における法学教育の改善すべき事項の具体的検討と推進を図ること、多摩移転に伴う諸問題の把握とこれに対処する具体策の検討、特に学員会館問題の管理、運営の具体的施策の検討「会報」「中大法曹第五号」の発刊等を議決された。そしてその後右各委員会は熱心に活動を開始し今日に至っている。

さて、母校中央大学は、多年の懸案であった多摩校舎が一昨年一一月完成し、昨年四月から法・経・商・文の四学部一、二、三年次生の授業が開始され、昭和五五年四月からは、文科系四学部の全授業が多摩校舎において実施される運びとなり、母校の発展、興隆の為、学員として誠に同慶の至りである。緑なす広大な多摩高地に、近代的総ゆる設備を施した巨大な白亜のキャンパスは、環境と言い、施設と言い誠に申し分のない、正に東洋一の校舎である。母校の校歌に「草のみどりに風薰る、丘に目映き白門を」とあるが、全く文字通りのものである。

また、多年熱心な審議が重ねられていた中央大学の憲法とも言うべき「学校法人中央大学基本規定」が成案を得て、理事会の審議を終え、七月一六日開催の評議員会において承認可決され、文部省当局の認可も与えられた。

茲において、わが中央大学法曹会としては、その使命である母校の興隆発展に寄与する最大の問題は、何と言つても司法試験合格者の増加と法学教育の充実を図ることで、大学問題特別委員会が大きな重責を担うことになったのである。

昭和五三年度の司法試験の成績を検討すると、辛じて第二位を保ち得たとしても、択一試験合格者七九六名に対し、論文試験合格者は僅か八七名である。その比率は一割一分に満たないので前年度の七九名よりは八名の増加を見たとは言え誠に残念である。本年度第一位の東京大学は択一試験合格者四〇二名に対し、論文試験合格者一〇三名で、その比率は二割五分強である。第三位の早稲田大学は、五〇五名に対し七三名で、その比率は一割四分強

である。本学が択一試験において、八〇〇名近い圧倒的多数の第一位を占めながら、論文試験において合格比率が余りにも低いことは、わが中央大学法曹会としても重大な関心事であり、その改善方途を充分検討し、推進する必要を痛感するものである。

元来、中央大学は法科の大学として発展興隆し今日に至っているものであり、その故をもって天下に高く評価されていたものである。それは単に司法試験合格者が多いと言うだけのことではない。合格すると否とに拘らず、官公庁においても、また実業界においても、中央大学出身者は眞面目である、法律に明るいと評価され重用されたことによるものである。つまり、法律について高いレベルの勉強を身につけていて、非常に役に立つということであった。

本年度の択一試験において、八〇〇名近い合格者を出したと言うことは、一応その水準にあると見て良いと思う。しかし、論文試験における合格率の低下は、種々の問題はあるうと思うが、まだ基礎的法律学の勉強が不足しているのではないか、また答案として文章に記述する表現力に欠けているのではないか、更に、極言すれば、答案の書き方を知らないのではないか、法律用語の適確な把握ができていないのではないかなどの諸点が考えられるのである。

本会では、昭和四九年以來司法試験合格者の減少傾向を憂え、三年前から、大学当局に意見を具申し、法職特別コースの設置を求め、わが会から新進氣鋭の三〇名に達する指導員を派遣し、ゼミを開講して、その指導に当つており、昨年も九月からこれを実施している。指導員の諸先生の犠牲たるや誠に大なるものがあり、誠に感謝に堪えない次第である。それと共に、大学当局においても此の点充分の理解により万全の配慮を願いたいと念願している。

本年度、右の指導員の諸先生と大学問題特別委員会との間で検討会を開催し、その感想を承ったところ、大方の

意見は学生諸君に熱意は充分認められたが、法律学の基礎的勉強が不足している、問題点の把握が不充分である。答案として文章に記述する表現力が全く足らない、法律用語の適確な理解ができておらず間違った使い方をするなどの批評がなされた。

要するに、基礎的な勉強が不足していることと、答案として記述する能力が極めて悪いということに尽きている。そこでこれらの点については、指導者の指導のみでは到底目的を達することができない。寧ろ大学における講義において、右の諸点を充分認識され、熱意をもって指導され、特に法律の勉強の仕方を最初から叩き込まれる必要があるということである。

母校中央大学は、多摩に最高の施設は出来たし、良い先生方に良い講義をして頂き、良い学生が真に自分で勉強する意欲を持ち、青春の情熱を傾注して勉強に専念するならば、必ず昭和四八年度の合格者一四七名に回復できるのみならず、天下に中央大学法科の名を高からしめることができるに違いないと確信する。

祝 辞

中央大学学員会会长 谷村唯一郎



『中大法曹』が本年度も、諸々の新しい企画のもとに益々内容を充実して発行されますことに對し、心から祝意を表する次第であります。と同時に、多忙な時間を割いて編集にたずさわっておられる方々の労苦に心から敬意を表する次第であります。

さて、ことしのわが母校の出来事といたしましては、何と申しましても「多摩移転」と「基本規定（寄附行為）改正」の二大問題であります。

「多摩移転」——その新装なった校舎の概要につきましては、ちょうど一年前の、あの盛大な多摩校舎落成記念祭、あるいは多摩校舎落成全国学員祝賀会に出席された会員が多数おられるし、その後見学に赴いた方も相当多数になると聞いておりますので、今、私がここで説明する必要はないと存じます。

計画段階において、由緒ある神田駿河台の地を離れて郊外に移転する母校に対し、一抹の淋しさと不安を抱いておられた方々も、日本一、否、東洋一とさえ言われる施設・設備を備えた新校舎の完成はたいへん感激し、いまや堂々と、母校の立派な新校舎を自慢して語る学員に変わったと言われております。二十七万学員が、母校の前途に

大いなる誇りと期待を持っていることは確かであります。

多少の危惧が残っていた、一部暴力学生による施設の不法占拠・破壊とか、あるいは所かまわづ貼りつけるビラの類によって新校舎が荒されるのでは……という事態も、ほとんどないとのことであります。これは、学生の側にも新校舎に対する愛着の精神が芽生えてきている証左であり、喜ばしい限りであります。

ところで言うまでもなく、徒に施設の充実を喜んでばかりいてはなりません。今後は「教学内容」の充実をはからなければなりません。施設と内容が整ってこそ、新校舎建設の意義が評価されるからであります。この点、目下、教職員、学生共々、それぞれの立場から内容の充実に意を注いでいる様子であり、十分期待しておりますが、学員会といたしましても必要な支援は十分いたしたいと存じます。そのためには、学員会の有力な支部であります法曹会の絶大なる協力を賜らなければなりません。

「基本規定の改正」は、検討委員会において九年の永い年月をかけて慎重審議をされた答申に基づくものであります。この答申に際しても、法曹会の有力な意見具申によったところが大であり、敬意と感謝の意を表したいと存じます。

数年後に、母校は創立百周年を迎えることになります。その時には押しも押されぬ私学の雄たる評価を得るよう、関係者全員が一致協力してゆかねばなりません。中大法曹会の益々の発展と会員諸兄のご健勝をお祈りし、あわせて母校のために一層のご協力を願ってやみません。

新 春 雜 感

—多摩移転してはじめての新春を迎えて—

中央大学学長 戸 田 修 三



本学が多摩丘陵の学び舎に移ってはじめての新春を迎へ、過ぎ去りし一年の慌しい時の流れを回想し、心静かに、本学の来し方、行く末を想い、そこから新たな希望と将来への活力を養うひとときをもちえましたことを、ありがたく思い、「新生中央大学」の黎明を迎えるまでの、学員各位から寄せられましたさまざまなご指導とご叱正に対し、感謝の気持ひとしおのものがあります。この心境は、あたかも、多摩の新校舎の眺望に抱かれた靈峰富士のすがすがしさにも似て、明るい希望と生き甲斐を感じさせるに十分であります。

新装成った多摩の校舎には、昨年四月の開校以来、青春の氣溢るる若き学徒が、真理の道をたずね、迸るエネルギーをスポーツにぶつけ、日々易ることなく喜々としてカレッジ・ライフを謳歌する姿がみられます。それは、わたくしが夢にまでみた学園の「理想像」にほど近いものであり、胸のときめきすらおぼえます。たとえば、駿河台校舎では、あの狭隘なキャンパスに二万数千人の学生を収容していましたために、人が歩けば人にあたるというような状況がみられましたが、多摩キャンパスの広大な広がりのなかで、学生は自由にキャチボールやテニスをしたり散策しながら冥想にふけったり、図書館や学研連・サークル棟で研鑽するなど実に伸び伸びした学生生活をエン

ジョイしております。講義の出席率も、むしろ、駿河台当時よりはよく、それに加えて、環境による学生の意識の変化が端的に現われて学問に対する関心も高まり、友人と語る機会も多く、サークル活動を活発にしようという雰囲気も醸成されてきました。その上、多摩キャンパスに来てからの学生の伸び伸びした気質の変化と温い人間関係（学内を歩いていく多くの学生から挨拶されたり、声をかけられることがしばしばである）とは、学生の大学に対する愛着と中大生であることの誇りをもつようになつたこととあいまつて、学内のこのような雰囲気を看過することができません。

しかし、わたくしたちは、これをもつて決して「吾が事成れり」とするものではありません。けだし、この素晴らしい施設や設備は、将来本学が飛躍するための条件整備の段階を意味するにとどまり、その研究、教育内容の充実をまつてはじめて、本学の多摩移転の眞の成果が評価されるからであります。本学が、文字通り、早・慶を抜いて、私学の雄として名実ともに社会的評価をかちとるためにには、この立派な施設や設備にマッチした教学内容の充実を促進しなければなりません。法学教育の在り方についての検討もその一環として進められ、昭和五十五年度実施に向けて、中大法曹会のご指導やご示唆を参考にしながら、カリキュラムの検討がなされております。そして、本学を、ひとり国内にとどまらず、国際的な視野で評価を高めていくための諸方策も併せて検討されております。

そのように、法学教育を含め時代に即応した研究・教育内容の充実と改善問題が喫緊の課題として教学に負荷されておりますが、とくに研究体制の問題として、研究所と大学院の整備・充実問題が柱となっております。研究所については、既設の三研究所に加え、四月から新設研究所（社会科学・人文科学・保健体育）が発足し、他の私学に例をみないほどの数多くの研究所が設置されて、その相互間に有機的な関連と緊密な連携をとりながら、学際的な研究を含め、総合研究所の実をあげることにより、本邦における研究センターとしての役割を果たすことが期待

されております。そして、これら研究・教育の成果は、国際交流計画の実施とあいまって、本学を国際的な学術・文化の中心的な存在たらしめるであろうと思います。

本年は、多摩校舎におけるはじめての入学試験の実施に伴う諸問題の処理、四月からの夜間部の多摩移転に関する問題点の解決、さらには理工学部の研究・教育条件改善・充実問題の一境としての校舎増築の実施など、山積する諸問題の応接にいとまのない、多忙ではあるが充実した一年であることが予想されます。これら学内の諸問題に対する直接の責任を担う者は、もとより理事者、教職員でありますが、これを外から物・心両面にわたって支えてくださる学員の協力なくしては、本学がかかえている現下の重大な責務を完遂することは到底できません。その意味で、いやしくも大学を支えている構成員の一人であるという自覚に立って、大学の管理・運営について、深い関心を寄せていただきたいと思います。そして、現在大学がかかえているもろもろの問題点を的確に把握し、問題の所在を十分に認識していただき、その上で、適切な批判と示唆を是非賜ることができれば幸甚です。

近年には珍らしく一点のかげりもない、穏やかな暖い日和に明け暮れた今年の新春は、経済不況やダグラス・グラマン事件など、ともすれば暗いイメージにさいなまれがちな人々の気持に、勇気と展望を与えてくれる天の恵みかもしだれません。

中大法曹会の発展と会員各位のご健勝を祈つてやみません。

(昭和五十四年一月十日)

原嘉道先生への追憶

最高裁判所判事 大塚 喜一郎



わたくしが司法試験に合格した昭和十年は、昨今と同じ就職難時代で、「大学は出たけれど……」という流行歌がちまたに流れていた。司法官試補（当時、判・検事登用の研修制度）に進むか、弁護士となるか、さんざん迷った末、後者のみちを選んだ。初任給七十五円の司法官試補を捨てて収入ゼロの弁護士になることは、わたくしにとっては冒険であり、けわしい人生航路の船出であった。

弁護士となるには、まず、一流の法律事務所で修業したいと考えたが、うしろだてのない一青年には、それは狭き門であった。そうした悩みの日々のなかで、わたくしに一つのひらめきが湧きあがった。それは当代第一の長老法曹であった、原嘉道先生に会ってお願いすることである。といつても、原先生は、当時、司法大臣から枢密院（旧憲法時代の天皇の諮問機関）入りして、副議長の頭職にあられたから、一介の書生っぽが、簡単に会うことは難しいことであった。当時の常識としては、有力者の紹介状がない青年のことだから、玄関払いをくらうぐらいが関のやまであったであろう。しかし、わたくしは考えた。玄関払いをくつても、何回も訪問をくりかえしていくば、なんとなるだろう……。少なくとも十回ぐらいは、原先生宅へ通つてやろう……。そう決心がつくと、大先輩の

体験談を伺いたいという趣旨の手紙を書き、最後に、「紹介状はありませんが、それに代えて中央大学の成績表を同封します。」とつけたした。これをポケットにいれて翌朝早々原先生邸に乗りこんだ。

原邸は、靖国神社近くの高台にあつた。今は、大きいビルが建ちならんでいて、往時を偲ぶべくもないが、当時、九段下から大村益次郎の銅像と石の大鳥居を望みながら、右へ曲ると、大名屋敷の跡とも思われる大邸宅が見えた。それが、原邸である。氣おいこんでいたわたくしも、その大きい門と広い前庭にたじろいた。が、ひるまず、つかつかと大玄関に進んで、ベルを押した。呼応して姿を現わした白いあご鬚（ひげ）の老人は、武家屋敷然とした大玄関に似つかわしい。それは、三太夫が「ドーレ……」といながら現われてくる時代映画そのままのシーンである。ところが、場違いの訪問者であるわたくしは、およそそのシーンにそぐわない。案内を乞う名せりふも浮ばず、かほそい声で「これを先生に……」といつて、用意した封筒を差しだすのがやっとであった。「しばらくお待ちを」と老三太夫（？）は、奥へさがつたまま、なかなか現われてこない。

こんなとき、待ちの時間は長く感じるものである。どうせ面会は断られるだろう。が、まだ第一回戦だ、断られても十回戦の裏まで頑張らなくちゃ……。ともすれば沈みがちな自分を激励していると、老三太夫氏が、しづしづと現われて「おあがり下さい。」という。思いがけない言葉に、瞬間、わが耳を疑つた。もじもじしているわたくしに「お会いになりますから……」と老人はいう。

玄関わきの大応接室は、和風ふすまと洋風ドアとの二重扉で仕切られている。古風な調度品の数々に気をのまれていると、原先生は、にこにこ顔で出てこられた。正直なところ、第一回線で大先輩に会えると思つてもいなかつたので、わたくしには、どう話をきりだすか、心構えができていなかつた。その気持を察してか、老先生曰く「ぼくの経験談は古いことで参考にならんだろう。」「それより、適当な法律事務所に紹介してやろうか。」。流

石に大法曹である。一青年の心のうちを読みとつての言葉に、「はっ、お願ひいたします。」と一言、頭をさげるばかりである。「誰に紹介してやろうか。」そう親切にいわれても、そんなことまでは全然考えていなかつた。が、中大の先輩の堀江専一郎先生（当時、前年度の一弁会長）のことが、頭に浮かんだので、そのことをいうと、「そう、よしよし、堀江君だなア」といつて、奥へひっこめた。ほっとして、テーブルの前に出されていた紅茶を飲んだが、それはもう冷たくなつていた。（緊張のあまり大先生の前で温い紅茶に手が出なかつたのである。）。

かくして、わたくしは、原先生の推薦によつて、弁護士修業の第一歩を堀江事務所でスタートすることができた。後日わかつたことであるが、一弁初代会長が原先生で、堀江先生は、そのもとで副会長を務められた間柄であった。偶然とはいゝ、わたくしにはラッキーなスタートであった。

堀江事務所では、数人の先輩弁護士がいて、その末席のものは無報酬であった。これは、親のすねをかじれないわたくしには、計算外であつた。そうしたわたくしの心情を察してか、ある先輩弁護士は「大家の事務所で、最初から報酬を貰うなんてとんでもない。」「教えて貰うのだから授業料を出さないことが有難いと思え」という。當時よく、イギリスのバリスター修業を例にとって「弁護士は十年間砂をかんで生活する」ということがいわれたが、それは、英法専攻の堀江先生の法曹教育の指針でもあつた。（昭和十一年施行の弁護士修習制度が無報酬ではじまつたのもその影響であろう。）しかし、無収入のわたくしは、無報酬生活が長く続くわけがない。半年ほど我慢していたが、またまた、あつかましくも原先生の門をたたいて、その実情をお話した。するとその翌日堀江先生から呼びだされて、「来月から月給二十円をやる」といい渡された。原先生が電話して下さつた、ということである。

あれから、戦中戦後の激動時代をはさんで、四十数年の歳月が過ぎた。現在、最高裁のわたくしの執務室には、

原嘉道先生筆「正而信」の額を掲げている。「昭和十八年秋、大塚君囑」と為め書きまでしてある。わたくしは、この扁額を見るたびに、若かりし日の大先輩との出合いとその思いやりに感謝しないではいられない。

(昭五四・一・五)

